

29川健介保第1335号

平成30年3月30日

各指定介護保険事業所 管理者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長

身体拘束等の適正化のための推進について（通知）

日頃から、本市の高齢者施策の推進に御理解・御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年1月18日に公布された指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等（以下「改正省令等」という。）に、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置等（以下「委員会の設置等」という。）が追加されました。

この改正省令等の公布により、本市においても委員会の設置等を追加した川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例等（以下「改正条例等」という。）を、同年4月1日に公布します。

については、この改正条例等の公布により、委員会の設置等が求められる事業者等におかれましては、改正条例等の施行以後、委員会の設置等をしていただき、3か月以内（6月末まで）に委員会を開催するとともに、最初の身体拘束廃止に係る委員会を開催するまでの3か月の間に指針等を整備する必要があります。それ以降、新たな基準に基づく体制が整っていない場合は身体拘束等を行っていたか否かに関わらず、身体拘束廃止未実施減算として、指定居宅サービス介護給付費単位数表等に定める所定単位数の100分に10に相当する単位数を所定単位数から減算することになります。

1 対象サービス

- ・介護老人福祉施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護

2 改正条例に追加される身体拘束等の適正化のための基準

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針(※1)を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(※2)に実施すること。

(※1) 「身体的拘束等の適正化のための指針」には以下のような内容を盛り込むこととされています。(認知症対応型共同生活介護の場合の例示)

- ・ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ・ 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ・ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ・ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ・ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ・ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ・ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(※2) 新規採用時における身体的拘束適正化の研修を必須とする他、研修プログラムに基づく定期的な研修を年2回以上。

(介護保険課給付係)

電話：044-200-2687

(高齢者事業推進課事業者指導係)

電話：044-200-2910